

江幌コミュニティ住宅売買一般競争入札案内書

入札参加申請受付期間

令和3年3月1日（月）から3月12日（金）まで

- ・一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- ・住民票の写し(個人の場合)
- ・登記事項証明書の写し(法人の場合)
- ・印鑑証明書(一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑にかかもの。)
- ・納税証明書(町内の方は完納証明書、町外法人の場合は消費税及び地方消費税の滞納が無い証明書)
- ・事業計画書(様式2)
- ・誓約書(様式3)

※持参又は郵送すること。(ファクシミリによるものは受け付けない。)

入札参加申請受付及び入札書提出場所

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 総務課 財政管理班

電話：0167-45-6980

入札・開札日時

令和3年3月23日(火) 午前9時00分から

持参すること。(郵送又はファクシミリによる入札は認めない。)

入札・開札場所

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 3階第3会議室

江幌コミュニティ住宅売買 一般競争入札案内書

(入札物件及び予定価格)

第1 入札物件(以下「本物件」という。)及び予定価格は、次のとおりです。

不動産の種別	所在	地番 /家屋番号	地目 /用途	構造	地積 (m ²)	
土地	空知郡上富良野町	3198 番 3	宅地		770	20
	空知郡上富良野町	3198 番 4	山林		1,061	
家屋	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	87	59
	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	97	20

- (注) 1 本物件は、土地・建物一括での売却とし現況有姿での引渡しとします。本入札案内書の数量と現物が符号しない場合でも、契約の締結を拒んだり、契約締結後も異議を述べることはできませんので、御了承のうえ、入札に参加してください。
- 2 予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者として決定します。
- 3 本物件の詳細については、物件調書を御覧ください。
- 4 建物は現在登記申請中です。

(売買の流れと概要)

第2 売買までのスケジュールの概要は以下のとおりですが、詳細は本入札案内書内の各項を御覧ください。

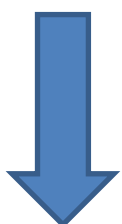
入札案内書配付



令和3年3月1日(月)から3月12日(金)まで
上富良野町役場 総務課財政管理班
北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
※土・日・祝日は配付を行いません。

「第4 入札参加資格の確認等(1)入札案内書配付期間及び時間」参照

入札参加申請等受付



令和3年3月1日(月)から3月12日(金)まで
「第4 入札参加資格の確認等(2)一般競争入札参加資格確認申請書受付期間 及び時間」参照

入札書提出・開札



令和3年3月23日(火)午前9時00分から

「第5 入札期間・場所及び開札日時・場所等」参照

「第6 入札書提出時に持参いただくもの」参照

「第7 入札の受付等」参照

開 札

以下は、落札者に関する流れです。

(入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項)

第3 入札参加者の資格及び入札参加に際しての注意事項は次のとおりです。

(1) 入札参加者の資格

次のアからエのいずれにも該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項各号の規定に該当する者

イ 施行令第167条の4第2項の規定に該当すると認められたときから3年(3年以内の期間を定めたときはその期間)を経過していない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

エ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。

なお、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは次の(ア)から(キ)のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 本物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者

(ウ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用

するなどしている者

(キ) (ア)から(カ)のいずれかの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(2) 入札参加に際しての注意事項

ア この「入札案内書」及び「入札心得書」をよく御確認のうえ、入札に参加してください。また、入札参加者は、必ず御自身において現地を確認されるとともに、法令・規則等の調査及び確認を行ってください。

イ 第14の「売買条件等」を満たさないおそれがあると認められるときは、契約を締結しない場合もあります。

(入札参加資格の確認等)

第4 入札参加希望者は、下記(4)に掲げる必要な書類に必要な事項を記入し、記名・押印のうえ、受付場所に郵送又は持参してください。

(1) 入札案内書配付期間及び時間

令和3年3月1日(月)から3月12日(金)まで

[土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)]

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等受付期間及び時間

令和3年3月1日(月)から3月12日(金)まで

[土曜日、日曜日及び祝日を除き、時間は午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までを除く。)]

(注) 上記の期間を過ぎた場合は、受付できませんので御注意ください。

(3) 入札案内書配付及び一般競争入札参加資格確認申請書受付場所

北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 総務課財政管理班

電話：0167-45-6980

(4) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書・・・様式1

イ 住民の写し(個人の場合)

ウ 登記事項証明書の写し(法人の場合)

エ 印鑑証明書(一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑にかかもの。)

オ 納税証明書(町内の場合は完納証明書、町外法人の場合は消費税及び地方消費税の滞納が無い証明書)

カ 事業計画書・・・様式2

キ 誓約書・・・様式3

(注) 提出された申請書類は返却しません。

(5) 一般競争入札参加資格確認申請の受付

一般競争入札参加資格確認申請書を受付後、直ちに、上富良野町の受付印を押印したものの写しをお渡しします。これが受付の証明となりますので、入札書提出日

に持参してください。

また、一般競争入札参加資格確認申請書を受付後、入札参加資格の確認を行い、その結果、参加資格がないと認められる場合は、文書により通知します。(参加資格がある場合は、文書通知をしません。)

(6) 事業計画書に係る意見

提出された事業計画については、入札日までに上富良野町総務課長の意見を通知します。(事業計画に問題がない場合、意見を通知しません。)

(入札及び開札日時・場所等)

第5 入札及び開札日時等は、次のとおりです。

(1) 入札及び開札場所等

ア 日時 令和3年3月23日(火)

午前9時00分から

(注) 入札期間を過ぎた場合は、受付できませんので御注意ください。

イ 場所 北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町役場 総務課財政管理班

ウ 方法 持参(郵送又はファクシミリによる入札はできません。)

(入札書提出時に持参いただくもの)

第6 入札書提出時に持参いただくものは、次のとおりです。

(1) 入札書(様式4)

入札書に使用する印鑑は、一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑(印鑑証明書に登録された印鑑)を使用してください。

ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印は不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入の上、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。[入札書記入例を参照]

(2) 委任状(様式5)

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず、代理人の方が入札に参加する場合は、委任状が必要になります。[委任状記入例参照]

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の写し(上富良野町の受付印が押印してあるもの)

(4) 筆記用具黒のボールペン又は万年筆を持参してください。

(5) 印鑑

一般競争入札参加資格確認申請書に押印した印鑑(印鑑証明書に登録された印鑑)をお持ちください。

ただし、代理人が入札する場合は、委任状に押印された代理人(受任者)の印鑑をお持ちください。

(入札の受付等)

第7 入札の具体的な手順は、次のとおりです。

(1) 受付(上富良野町役場 総務課財政管理班)

入札参加希望者は、最初に受付で一般競争入札参加資格確認申請書の写し(上富良野町の受付印が押印してあるもの)及び委任状(代理人の場合のみ)の確認を受けてください。

(2) 入札(上富良野町役場 総務課財政管理班)

入札書(様式4)に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封筒に入れ、封(封印)をして入札箱に投函してください。

なお、入札の回数は1回です。再度入札は行いません。

(注) ア 入札金額は、入札書に算用数字で右詰め記載し、最初の数字の前に「¥」を付してください。

イ 一度投函された入札書は、その事由の如何にかかわらず、書き換え、引き換え又は撤回をすることができません。

(4) 入札の無効

「入札心得書」の7に該当する入札は無効となります。

(開札の手順及び落札者の決定等)

第8 開札の手順は、次のとおりです。

(1) 受付(上富良野町役場 総務課財政管理班)

最初に受付で一般競争入札参加資格確認申請書の写し(上富良野町の受付印が押印してあるもの)の確認を受けてください。

(2) 落札者の決定方法

開札の結果、上富良野町が定める予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札者とします。

ただし、最高の入札金額をもって入札した者が2者以上あるときは、直ちに、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引き方法は、最初にくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その後、落札者を決定するくじ引きを行います。

最高の入札金額で入札した者は、全員くじを引かなければなりません。

この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて上富良野町総務課財政管理班の指定した職員にくじを引かせます。

(3) 入札結果の公表

入札結果の公表の方法及び公表内容は次のとおりです。

上富良野町ホームページによる公表

開札日から起算して7日以内に掲載します。

公表内容

- (ア) 入札執行日時及び場所
- (イ) 入札等の名称
- (ウ) 入札物件[土地(所在、地目、面積)・建物(家屋番号、種類、延床面積)]
- (エ) 入札参加者数
- (オ) 入札による落札者の名称及び所在地(個人の場合は非公開)
- (カ) 入札による落札金額(個人の場合は非公開)
- (キ) 入札に係る予定価格

(買受人の決定)

第9 買受人の決定は、次のとおりです。

(1) 不動産買受申請書の提出

落札者には不動産買受申請書(指定様式)を直ちに交付しますので、落札決定の日の翌日から起算して14日以内に必要事項を記入し、記名・押印のうえ、提出していただきます。

(2) 事業計画の具体的な内容については、上富良野町と十分な協議を行うこととします。

なお、第14の売買条件等を満たさないおそれがあると認められるときは、買受人として決定されない場合があります。

(3) また、落札者に係る暴力団関係者の照会の結果、落札後に参加資格を有しないことが判明したときは、その落札は失効しますので、御注意ください。

(4) 落札者を買受人として決定した場合、その旨を通知します。

(不動産売買契約の締結等)

第10 不動産売買契約の締結等は、次のとおりです。

落札者が不動産買受申請書を提出した後、買受人に決定された日の翌日から起算して14日以内に行います。

契約締結期限までに契約が締結されない場合は、落札が無効となりますので十分御注意ください。

(売買代金の支払)

第11 売買代金の支払方法は一括払いとなります。

売買代金を別途上富良野町が発行する納入通知書により、不動産売買契約締結の日の翌日から起算して14日以内一括して納入していただきます。

なお、売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約が解除されますので十分御注意ください。

(所有権の移転等)

第12 本物件の所有権の移転等は、次のとおりとします。

(1) 売買代金が完納された時をもって本物件の所有権は移転します。

- (2) 本物件の引渡しは、売買代金の完納後に上富良野町があらかじめ指定した日に現況有姿により行います。
- (3) 所有権の移転登記手続きは、本物件の引渡し後、上富良野町が行います。

(契約等に必要な費用)

第13 不動産売買契約書（上富良野町が保管するもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

なお、上富良野町は印紙税法（昭和42年法律第23号）により非課税となっておりますので、買受人保管用の不動産売買契約書には収入印紙を貼付しません。

(売買条件等)

第14 売買条件等は、次のとおりです。

- (1) 本物件は、現況有姿により引渡しを行います。
- (2) 買受人は、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、町条例など関係法令及び各種の指導要綱等を遵守するとともに、周辺環境を考慮した適切な不動産の利用を図ってください。
開発等に必要手続き及び関係機関・隣接地権者等との協議は、買受人において行ってください。
- (3) 必要な基盤整備(上下水道、ガス、電気、電話等)は買受人の責任と負担で行ってください。
- (4) 開発にあたっては、関連規定に従って開発を行うものとします。
なお、植栽、色彩等について既存の街並みと調和が図られるように努めてください。
- (5) 買受人は、売買代金の支払能力を有し、事業資金の調達能力を有する者でなければなりません。
- (6) 買受人は、事業計画に沿って施設の建設又は建物の修繕等を行い、不動産売買契約締結の翌日から起算して5年は事業計画に定める事業以外の事業は上富良野町の承認なしに行えません。
- (7) 不動産売買契約締結の日の翌日から起算して5年間を経過するまでの期間、土地及び家屋に買戻特約を登記します。
買戻特約登記の抹消に必要な費用は、土地及び家屋所有者の負担となります。
- (8) 不動産売買契約書には、事業計画書を添付します。
- (9) 土壌について
上富良野町は、土地の土壌調査を行っていません。買受人が必要とする土壌調査を行う場合には、買受人の責任と負担で行ってください。
- (10) 地盤について
ア 地盤調査等について
上富良野町は、土地に対する地盤調査、地盤改良工事及び液状化対策工事は行っ

ていません。

イ 地盤調査費用等の負担について

必要とする地盤調査、地盤改良工事及び液状化対策工事を実施する場合は、買受人がこの土地に建設する施設の整備計画を踏まえたうえで、買受人の責任と負担で行ってください。

(11) 埋設物について

上富良野町は、土地に対する埋設物調査及び埋設物撤去工事を行っていません。

(12) 瑕疵担保について

ア 土地

上富良野町は、買受人に対し第12に定める本物件の引渡しの日から1年に限って、瑕疵担保責任を負うものとします。

ただし、以下については、瑕疵担保責任を一切負わないものとします。

(ア) 第12に定める本物件の引渡しの日以後の土地の地盤高の変化及び面積の不足

(イ) (9)の土壌に関する瑕疵

(ウ) (10)の地盤に関する瑕疵

イ 建物については、瑕疵担保責任を一切負わないものとします。

(13) 不動産売買契約書に違反すると契約解除又は買戻しの対象となり、契約解除又は買戻しが行われた場合には、別途損害賠償義務が発生する場合がありますので、あらかじめ不動産売買契約書(案)を確認し、その内容を承諾の上、入札に参加してください。

(建物詳細図)

第15 建物の詳細図については、上富良野町役場総務課財政管理班(電話:0167-45-6980)で閲覧できますので御確認ください。

(その他)

第16 入札参加者が本入札に要した費用については、すべて入札参加者が負担するものであり、上富良野町は一切負担しませんので、あらかじめ御承諾のうえ、入札に参加してください。

《参考》

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

上富良野町暴力団排除の推進に関する条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、上富良野町(以下「町」という。)における暴力団の排除について基本理念を定めるとともに、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、町、町民及び事業者が一体となって暴力団の排除を推進し、もって地域経済の健全な発展に寄与し、町民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が町民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。町、町民等、関係機関及び関係団体による相互の連携及び協定の下に推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

2 町は、前項の施策を実施するに当たっては、北海道(以下「道」という。)、北海道警察(以下「道警」という。)、法第32条の2第1項の規定により北海道公安委員会から北海道暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者及びその他関係する機関、団体と緊密な連携を図らなければならない。

3 町は、道が行う暴力団の排除に関する施策について、必要な情報の提供その他必要な支援を行う。

4 町は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知り得たときは、道警その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するものとする。

（町民及び事業者の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除のための活動に自主的かつ相互に連携して取り組むとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団が利することとならないようにするとともに、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 町民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を取得したときは、町、道警又は関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めなければならない。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、その発注する建設工事その他の事務及び事業(以下「町の事務事業」という。)により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団関係事業者を、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関連する相手方(以下「下請契約等の相手方」という。)から暴力団員又は暴力団関係事業者を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。

3 町は、町の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入を受けたとき又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって暴力団員又は暴力団関係事業者から不当介入行為を受けたことを知ったときは、町に報告するとともに、道警に通報するなど、必要な協力を行うよう義務付けるものとする。

4 町は、町の事務事業に関する契約の相手方が、前2項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、町が実施する入札に参加させないなど、必要な措置を講ずるものとする。

入札心得書

- 1 入札参加者は、入札案内書及び本入札心得書を熟読の上、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し上富良野町役場総務課財政管理班の担当職員の指示に従ってください。
- 3 入札参加者は、入札開始前に入札案内書で指定された場所において、一般競争入札参加資格確認申請書の写し(上富良野町の受付印が押印してあるものに限る)を提示してください。
- 4 入札は、所定の入札書を封筒に入れ、封(封印)をして入札箱に投函してください。
- 5 入札書には、入札者の住所、氏名(法人にあつては商号名称及び代表者名)を記入のうえ、必ず印鑑証明書に登録された印鑑(代理人が入札する場合にあつては委任状に押印された受任者の印鑑)を押印してください。(入札書記入例参照)
- 6 投函済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とします。(入札に関する条件)
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者が行った入札
 - (2) 委任状を持参しない代理人が行った入札
 - (3) 上富良野町が定める予定価格に達しない金額で行った入札
 - (4) 入札書に記載した金額を訂正しているもの
 - (5) 入札書の入札金額、氏名(法人にあつては商号名称及び代表者名)の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
 - (6) 入札書等に誤字、脱字、日付漏れ、日付誤り、¥マーク漏れなどその他必要な事項が記載されていないもの
 - (7) 1人で一度に2通以上の入札書を提出した場合は、その全部の入札書
 - (8) 入札にあたり他人を脅迫し、その他不正な行為を行った者の入札
 - (9) 分譲案内書又は本入札心得書に違反した入札
 - (10) 入札に関し上富良野町役場総務課財政管理班の担当職員の指示に従わなかった者が行った入札
 - (11) 郵送による入札
- 8 開札は、指定された場所において、入札者の立会いのもとで行います。この場合において、入札者が立ち会わないときは、上富良野町の指定した入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札します。なお、開札会場への入場に際し、一般競争入札参加資格確認申請書の写し(上富良野町の受付印が押印してあるもの)により、入札者であることを確認します。
- 9 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- 10 開札の結果、上富良野町の定めた予定価格以上で最高の入札金額をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価格の入札者が2者以上あるときは、直ちに

じ引きによって落札者を決定します。最初にくじ引きの順番を決めるくじ引きを行い、その後落札者を決定するくじ引きを行います。なお、同価格で入札した者はすべてくじを引かなければなりません。また、くじを引かない者があるときは、上富良野町が指定した職員にくじを代わりに引かせます。

- 11 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して14日以内に不動産買受申請書（指定様式）を提出し、不動産売買契約の締結等は、落札者が不動産買受申請書を提出した後、買受人に決定された日の翌日から起算して14日以内に行います。なお、14日以内に契約の締結がされない場合は、その落札は無効となります。
- 12 落札者は、売買代金を、上富良野町が発行する納入通知書により納入していただきます。
- 13 本入札心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、上富良野町暴力団排除の推進に関する条例、上富良野町財務規則の定めるところにより処理します。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和3年3月23日(開札日)に行われる下記入札物件の一般競争入札に参加したいので、入札参加資格の確認を申請します。

なお、『江幌コミュニティ住宅売買一般競争入札案内書』の「第3(1)入札参加者の資格」を満たす者であること並びに申請書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

入札物件

不動産の種別	所 在	地 番 /家屋番号	地目 /用途	構 造	地 積 (㎡)	
土 地	空知郡上富良野町	3198 番 3	宅地		770	20
	空知郡上富良野町	3198 番 4	山林		1,061	
家 屋	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	87	59
	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	97	20

令和3年3月 日

上富良野町長 齊 藤 繁 様

申請人
(代表者) 住所
氏名又は
商号名称・代表者名
電話番号

印

- (注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑としてください。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とします。

事業（利用）計画書

1 事業(利用)内容

2 家屋の利用方法

3 土地の利用方法

4 事業(利用)開始時期 令和 年 月 日

5 安全対策等

誓 約 書

私は、上富良野町暴力団排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、上富良野町と分譲契約を締結するに際して、下記の者に該当しないことを確認するため、上富良野町からの調査に協力し、北海道警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

令和3年 月 日

上富良野町長 齊 藤 繁 様

住 所
(ふりがな)
氏名又は商号名称
(ふりがな)
及び代表者名

印

役員等名簿

所在地 _____

会社名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

年 月 日現在の役員

No	役職	氏名	氏名のフリガナ	性別	生年月日
例	(記入例) 代表取締役	上富 太郎	カミフ タロウ	男	S38. 4. 30
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

入 札 書

令和3年3月 日

上富良野町長 齊 藤 繁 様

入札者 住 所
氏名又は
商号名称・代表者名 印
(代理人) 住 所
氏 名 印

地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令、上富良野町暴力団排除の推進に関する条例、上富良野町財務規則を遵守し、江幌コミュニティ住宅売買一般競争入札案内書に記載された事項を承諾のうえ、下記金額をもって入札します。

記

	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額								

入札物件

不動産 の種別	所 在	地 番 /家屋番号	地目 /用途	構 造	地 積 (㎡)
土 地	空知郡上富良野町	3198 番 3	宅地		770 20
	空知郡上富良野町	3198 番 4	山林		1,061
家 屋	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	87 59
	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	97 20

(注) 1 使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とする。

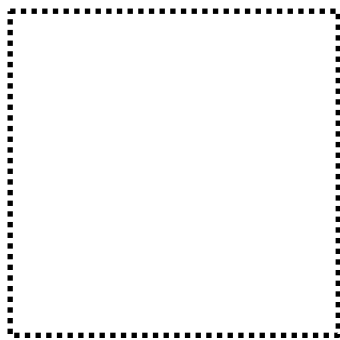
ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印は不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ、委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。

- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。

委 任 状

私は(住所) (氏名) を
代理人と定め、令和3年3月23日(開札日)に執行される下記入札物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

なお、代理人が使用する印鑑は次のとおりです。



記

入札物件

	所 在		地 目	面 積
土地	上富良野町 3198 番 3		宅地	770.20 m ²
	上富良野町 3198 番 4		山林	1,061 m ²
家屋	家屋番号	種類	構 造	床面積
	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	87.59 m ²
	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建	97.20 m ²

令和3年 月 日

上富良野町長 齊 藤 繁 様

委任者 住 所

氏名又は

商号名称・代表者名

印

(注) 委任者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

この契約書(案)を基本とし、落札者の形態、事業内容等によって内容を変更することがあります。

不動産売買契約書(案)

売主 上富良野町(以下「甲」という)と買主 ○○○○(以下「乙」という)とは、不動産の売買について次のとおり契約を締結する。

(売買)

第1条 甲は乙に対し、別表に記載の土地・建物(以下「本件不動産」という。)を代金総額、金○○○○円也にて売り渡し、乙はこれを買受ける。(以下「本契約」という)

(代金の支払)

第2条 乙は甲に対し、甲の指定する期日までに第1条に定める代金を支払う。

(所有権移転登記)

第3条 甲は、本件不動産に関する所有権移転登記手続を行う。

2 登記手続に関する費用は乙の負担とする。

3 第1項に定める登記手続については、その登記手続に必要な書類一式を交付することをもってこれに代えることができる。

(引渡)

第4条 甲は乙に対し、第2条に定める売買代金の支払いと引き換えに、本件不動産を現状有姿のまま引き渡す。

(担保権等の抹消)

第5条 甲は乙に対し、第4条に定める所有権移転登記手続を行うまでに、本件不動産について抵当権、質権、先取特権及び賃借権等の乙の完全なる所有権の行使を妨げる一切の負担を抹消しなければならない。

(契約不適合責任の免除)

第6条 乙は、この契約締結後、この物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

(公租公課の負担)

第7条 本件不動産に対する公租公課は、本契約の成立する日の属する年の1月1日を基準とし、第4条に定める引渡日の翌日以降分を乙の負担とする。

(権利の設定、譲渡の禁止)

第8条 乙は、本件不動産の所有権移転前において、本契約により取得する権利を第三者に譲渡することはできないものとする。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、本契約締結の日の翌日から起算して5年間は、本件不動産に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権、その他使用収益を目的とする権利、第三者のための担保権を設定し又は譲渡してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りではない。この場合、甲は乙に必要な条件を付することができるものとする。

3 前項ただし書の規定により甲が承認する場合で、乙が譲渡利益等を得ると甲が認めたときは、乙は、甲の定める額を甲に納付しなければならない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 乙は、本契約の締結日から10年間、本件不動産を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)もしくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本件不動産の所有権を第三者に移転し、又は土地に係る賃貸借件、使用貸借による権利その他の使用および収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(事業計画)

第10条 乙は、本件不動産を別添事業(利用)計画に基づき使用するものとし、本契約の日の翌日から起算して5年間は当該事業計画に基づく事業以外の用に供してはならないものとする。

2 前項の事業計画は、法令等を遵守するとともに、騒音、振動、臭気、景観等が近隣施設及び住民に配慮したものでなければならない。

3 乙は、やむを得ない事由により事業(利用)計画を変更せざるを得なくなった場合は、あらかじめ事由を付して、甲の承認を得なければならない。

(契約解除)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、第2条の規定に違反したとき。

(2) 乙が、第4条に規定する本件不動産の引き渡しの日までの間に、第10条の規定に違反することが明らかになったとき。

(3) 乙が、第8条第1項の規定に違反したとき。

(4) 前各号のほか、故意又は重大な過失により本契約の履行を妨げたとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、甲は乙が納入済の代金を乙に返還するものとする。ただし、返還金には利息を付さないものとする。

3 甲は、乙が第9条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、本契約を解除する。

(1) 乙が、暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるとき。

(2) 乙が、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

4 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償をすることを要しない。ただし、乙は、これにより甲に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

5 本件不動産の引き渡し前に、甲、乙いずれの責めにも帰さない事由により、本件不動産が滅失、毀損したときは、甲又は乙は相手方に通知し本契約を解除することができる。この場合、いずれも相手方に対し何ら損害賠償の責めを負わない。この場合、乙の納入代金の扱いは第2項に準ずるものとする。

(買戻特約)

第12条 甲は、本件不動産の所有権移転の日から5年以内に、乙が次の各号の一に該当する場合は、乙に対し、この契約を解除し、第1条の売買価格で買戻すことができる。

(1) 乙が、第10条の規定に違反したとき。

(2) 乙が、第8条第2項の規定に違反したとき。

(3) 乙が、第8条第2項ただし書きに規定する条件に違反したとき。

2 乙は前項により契約の解除、買戻しのあったときは、直ちに本件不動産を引き渡し時の状態に復して甲に返還しなければならない。

(解除の場合の代金等の返還)

第13条 甲の債務不履行を理由として乙が本契約を解除したときは、甲は乙に対し、受領した金員を返還する。

(契約締結費用の負担)

第14条 本契約締結に要する費用は、乙が負担する。

(地域住民等への対応)

第15条 乙は、地域住民等への対応については、乙の責任において、十分に理解を得るよう誠意をもって行うものとする。

(契約外の事項)

第16条 この契約に疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 月 日

(売主)

甲 空知郡上富良野町大町2丁目2番11号

上富良野町長 齊 藤 繁

(買主)

乙

別表

不動産の表示

不動産 の種別	所 在	地 番 /家屋番号	地目 /用途	構 造	地 積 (m ²)	
土 地	空知郡上富良野町	3198 番 3	宅地		770	20
	空知郡上富良野町	3198 番 4	山林		1,061	
家 屋	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	87	59
	空知郡上富良野町 3198 番地 3	未定	居宅	木造亜鉛メッキ鋼 板葺平屋建	97	20